

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、更新の日付を平成30年4月23日として行った愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、都要綱別表第1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、より上位の区分への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

3度より4度へ変更になったが、実際、そんなにIQがあると思えない。言葉も不明瞭で理解力が乏しい。知能テストにて指導員により指示が行われていた模様。しつこく説明し、意図を明確にし、理解させた。

〇〇にて、障害者の雇用の促進等に関する法律 2 条 5 号の重度知的障害者であると判定されている。4 度（軽度）ではないと思う。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 3 0 年 9 月 5 日	諮問
平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日	審議（第 2 6 回第 4 部会）
平成 3 0 年 1 1 月 1 3 日	審議（第 2 7 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

(1) 都要綱 1 条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱 2 条 1 項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

(2) 都要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」とい

う。)に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあつては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表(別紙1)及び当該知的障害者が18歳以上である場合は都要綱別表第4「知的障害(愛の手帳)判定基準表(18歳以上 成人)」(別紙2。以下「個別判定基準表」という。)に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めるときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が2度(重度)、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度(中度)、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度(軽度)とされている。

- (4) 都要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付(更新)申請書により処分庁に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱9条は、7条の規定による手帳の更新については、3条、5条及び6条の規定を準用する

としている。

- (5) 都要綱 1 2 条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和 4 2 年 3 月 2 0 日 4 2 民児精発第 5 8 号。以下「実施細目」という。）の 4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の 4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査の結果は、IQ 56 と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50～75」に該当する 4 度と記載されている。

イ 「知的能力」について

面接等で、簡単な読み書き、四則計算が可能であった。また、目的地への移動に際し、初めての場所でも自らスマートフォンで調べて単独で交通機関を利用することができるとの陳述があった。

以上により、個別判定基準表における「テレビ、新聞等をある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる」の区分に相当するものとして、4 度と記載されている。

ウ 「職業能力」について

面接等において、平成 30 年 4 月から民間企業（障害枠）に就労し、〇〇で食器洗浄及び盛り付け等の調理補助に従事しているとの陳述があった。また、縫い物、編み物及び刺繍が好き

とのことであつた。

面接等で、小学校2、3年生レベルの作業能力を問う課題に合格した。

以上により、個別判定基準表における「単純作業は可能であるが、時に助言等が必要」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

エ 「社会性」について

面接等において、初対面の面接者に対して、礼儀正しく、丁寧語を用いた対応が可能であつた。また、〇〇を卒業した後、平成30年4月から〇〇で調理補助に従事しているとの陳述があつた。

以上により、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

オ 「意思疎通」について

面接等で、請求人は、聞き取りづらい時に自ら、「もう一度言ってください。」とお願いをしていた。また、「現在つらいことは（何ですか）」という質問に対して、「イライラすること。なくしものが多いこと。（物をしまっても）思い出せないこと。」と答えていた。

以上により、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

カ 「身体的健康」について

請求人は、「22q11.2欠失症候群」（CATCH症候群）があり、左手の一部が欠損している。また、循環器内科、精神科、眼科及び整形外科に通院し、安定剤を服薬しているが、体調は安定していることから、個別判定基準表における

「特別の注意が必要」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

キ 「日常行動」について

面接等において、独語、興奮、自傷などの行動上の障害がみられるとの陳述があった。他方、交通機関の利用はスマートフォンがあれば一人でも可能とのことであり、常時の注意及び配慮が必要な程度とは認められない。

以上により、個別判定基準表における「日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

ク 「基本的生活」について

面接等において、食事は買ったもの等を一人で食べられる、排泄は不穏時に失敗することはあるが、自分でする力がある、着脱衣、入浴、洗面等はほぼ自立している旨の陳述があった。

以上により、個別判定基準表における「身辺生活の処理が可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中6項目が4度（軽度）、2項目が3度（中度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び母に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものである。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体として4度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度知的障害、CATCH症候群（染色体

異常症)」と、心理学的所見欄には「CA18 MA9:0 IQ56 鈴木ビネー改訂版」と、社会診断所見欄には「10才の更新(3度)時より成長しており今回は4度で更新。就労継続の支援が望まれる。」と、それぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度(軽度)であると判断するのが相当である。

したがって、本件申請書及び本件判定書に基づいて、処分庁が行ったこれと同旨の本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、そんなにIQがあると思えない、〇〇にて、障害者の雇用の促進等に関する法律2条5号の重度知的障害者であると判定されている、4度(軽度)ではないと思うと主張する(第3)。

しかしながら、都要綱によれば、愛の手帳の交付に係る判定は、申請書を受理した心障センター所長が、総合判定基準表及び個別判定基準表に基づいて判定を行い、その結果に基づき作成される判定書及び申請書により、処分庁が手帳の交付の可否を決定すると規定されており(1・(2)及び(3))、また、心障センター所長が行う程度別総合判定は、判定書に記載されたプロフィールを参考にして行うとされている(1・(5))ところ、本件判定書のプロフィールの各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものであり、これらの判定に基づき、障害の程度の総合判定を「4度(軽度)」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張を

もって本件処分が違法又は不当なものであるということにはならない。

なお、請求人は、障害者の雇用の促進等に関する法律2条5号に規定する「重度知的障害者」と判定されていることから、「4度（軽度）」ではないと主張しているようである。しかし、同法は、障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的（1条）としており、同法に掲げる「重度知的障害者」は、知的障害者のうち、知的障害の程度が重い者であって厚生労働省令で定めるもの（19条に掲げる障害者職業センターにより知的障害の程度が重いと判定された者）と定義されている（2条5号）。そうすると、都要綱と同法とは、その目的、知的障害に係る判定基準及び判定機関のいずれも異なるものであるのだから、請求人が、同法が規定する重度知的障害者と判定されているかどうかにより、本件処分の判断が左右されるべきものではない。

したがって、請求人の上記主張は、いずれも理由がないというほかはない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 1 及び別紙 2 (略)